

京の景観形成推進プラン中間案について

プラン策定の趣旨について

(池田)全体としての雰囲気もあるでしょうが、煮詰めていきたいと思います。

(金田)環境文化という用語が使われていますが、理解し難いので単純に景観と書いた方がよいのではないかと思います。あるいは文化的景観でもいいのですが、とにかく良い景観が一番いいのではないかと思います。それから次のですが、街並みや建物ばかりで農地のことが全然入っていません。景観という時には農地の部分も大事なので、さらに以下のところを少し文飾して農耕地や林地も入れて広げて欲しいです。

それから、戦後やその後の高度経済成長はその通りですが、全体の流れとしては日本の近代化とりわけ戦後の復興というのが比較的正確なフレーズになると思います。

(門内)環境文化のところは「情景は」とあって文学上の話です。その次は建築物、社寺、町屋の歴史文化の話ですが、その前に自然環境の話が出てくるので農地についてはその辺のどちらかに書いていくのでしょうか。文化景観だから3番目にきちんと書いた方がいいですね。その辺の論理のつながりを考えると2番目の歴史・文化の話がもう少し後に入ってくるのではないのでしょうか。そういった順序関係やカテゴリーが整理されるといいと思います。

(金田)和歌や絵画で表現された情景は人間の感覚を通したものなので、客観を客体としての景観という意味に捉えれば、文章の構造そのものはそんなに高度にはならないと思います。

(池田)この自然物をどこに入れるかですね。

(門内)農地は自然と文化の中にありますね。それからもう一点、5番目の所に都市化社会から都市型社会へとあるのは確かにそうですが、京都府下で考えた時に都市～という言い方がびたりと当てはまるかどうか気になります。わざわざそういう書き方で総括する必要があるのでしょうか。日本全体がオートメーションから都市エイジングへ移行する都市観が与えられ

ば安定して都市型ということが出来ます。しかし、離れている場所があって、その全貌を視野に入れて考えた時に都市型の都市に目が向き過ぎているように誤解を受けないかと若干気になります。

(井上)農耕地とともに、海、川、水との関連が非常に重要になります。

(仲)前回の会議では京都の文化は平安京以前から生まれただろうという話がありました。特に古墳が北部には多いですね。平城京から恭仁京、長岡京、平安京とありますが、平城京よりももっと前ですね。そういう所がもう少し長い時間の中で京都府の景観が形成されてきたという風に結びつけたらいいと思います。5つ目のところで議論があった都市化社会、都市型社会について金田先生がおっしゃるように農地を主体とする風景、景観が京都府の場合は大きな意味を持ってくる訳ですが、これを持続させようとする場合に今までならば市街地化する、都市化するというところで経済的に生きてきた訳です。しかし、生産風景を追っていくうちに生産を持続して暮らせる状況が必要となっています。そこで新しい社会の姿が求められていて、この最終的な現在の社会情勢の形で引き継がれているのではないのでしょうか。そのための解決策は後ろの方の景観まちづくりというのがそれを開いてくる一つの方向性だという提案になっていてこれと対応するのではないかと思います。

(池田)道路や河川、山並みを忘れず、古墳といった全般的なことをどこに盛り込むかがとても難しいですね。例えばこういう項目を挟んだ方がいいという提案があれば一番ありがたいです。

(金田)最初の所の頭に「京都府は先史、古墳」を入れて平城京の話にさせていただいたらいいと思います。

(井上)先程の都市型、都市化は少し難解な部分があります。例えば川を取り上げてみると現在の川は線型で琵琶湖はウォータータンク、淀川はウォーターラインという感覚が深くすると

現在の感覚ではないかと思えます。だから川に水を流す。水が強引に流れて災害が起こるといふことになると、ウォーターラインになってしまいます。川本来の作用が無くなってウォーターラインとして流れています。それがどこかで景観を阻害している気がします。人間が自然に対して中途半端に抵抗していることが景観を損ねていると思えます。

(池田) 都市型社会、都市化社会が日本全体の風潮なっています。しかし多様な価値観を模索する新しい時代それだけではいけないという意味合いを私はここにしているつもりです。それから、前回上村委員から京都の景観は国民的価値のある資産であると話がありましたが、2つ目の公共資産の所では基本的理念が広がり過ぎないようにおさえています。

(上村) 今仰った事で結構だと思うのですが、やはり5つ目の「道路河川の社会基盤は、引き続き整備を行う必要があるもの」の所にもう少し安心・安全と景観の選択や調和が入るといいと思えます。都市化社会、都市型社会の所で象徴的に表しているのでしょうか。また多様な価値観という事を背景に置きながら書こうとするとかなり説明があるので都市化社会にされているもの、中途半端な安心・安全よりは景観の方が大事というのも何が何でも安心・安全というのも多様な価値観だと思うのですが、景観問題を考える時にこの委員会で結論を出す必要は無いのですが、地域に住む人が何を最優先で考えるのかという基準を都市化社会、都市型社会と書くだけで分かるのかなと思えます。やはりこの所は本当に多様な価値観があって、その裏には経済的合理性、安心・安全、景観の問題があるということが「成熟した」の中に込められていると思うのですが、もう少し増やしてもいいと感じます。

現状と課題について

(金田) に「過剰な看板広告や全国展開するチェーンストアの立地」という表現がありますが、チェーンストア自体が問題だと取れなくもない文章なのでこれは良くないです。問題なの

は自己主張の強い不調和な建物という意味なのでそういう建物と書けば良いと思えます。

の「景観はまちづくりの総体として」という表現ですが、これは何よりも生業のあり方や生活のあり方が別にあって、更にまちづくりという発想だと思うので、その生業のあり方等を加えた方が景観の捉え方としては良いと思えます。

ですが、「建築基準法等～阻害してきた」ですが、全体的に景観法自体がそうですが、一方では良好な景観と言っておきながら一方では景観という言葉だけで良好な景観を示そうとしているような部分があって分かり難い構造の文章が至る所にあります。時々明確に分かるように景観法の「良好な景観」という言葉を誤解されないように入れた方が良いのではないかと思います。

(池田) は近代建築を否定するものではなく、ここでは伝統的な集落や旧街道における近代建築ではなく不調和な近代建築でも良いでしょうし、チェーンストアは全国展開する商業施設の店舗の立地等の具体的イメージの湧く表現にしたら良いのではないのでしょうか。まちづくりとなると自然環境が気になりますね。

(深町) 景観資源の今後の方向を含めた上で農山漁村だと生業のあり方も変わっていて、地域そのものの存続、あるいは廃村という形で成り立たないような深刻な事態にあります。地域と成り立たないという景観の問題を、1つの現状課題の問題の認識としてしっかりと持った上で記述した方がいいかなと思えます。

(事務局) このあたりは の2番目に入っているのではないのでしょうか。

(深町) 価値観の共有ということではあるのですが価値観を共有する前に地域そのものが入っています。地域がある程度あって変わってという中でどうしようかという感じで、そういったニュアンスはあるのですが、地域そのものが成り立たないような深刻な状態にある時にこの景観の問題にどう対応していくかということです。

(門内) 項目が2に新たに加わっていますが印象として練りが足りないということがあります。特に は現状と課題ではどちらを書いているの

か分かりません。は変質というだけ他の項目の書き方に比べて変な感じですが。例えば府の特徴である景観資源のあり方としてその現状と課題といった書きの方が良いのではないかと思います。の「観光地におけるの」の「の」は要らないですね。「全国展開するチェーンストアの立地」という立地はどのような意味なのでしょう。立地というのは近代建築の立地の問題を指しているのか、近代建築の建物そのものを指しているのか、建築の構築することを指しているのか立地という言葉遣いがよく分かりません。のところはまちづくり活動としての総合的、継続的取り組みというのは基本的に景観法に基づく話で景観法を設計する時に景観法を作ったことが良いことか悪いことか分からない面があって都市計画法の中にビルトインするべきものを、建築基準法と都市計画法を変えてしまおうと対応できないのでとりあえず景観法を作った訳です。それではだめなので高さや容積率は都市計画法の中に入っています。そのすっきりした形をカバーするために景観まちづくりという言葉を生先生達が考案されたのです。そのためにまちづくり活動としての総合的継続的取り組みと言わざるをえません。つまり景観形成という表面的な景対象のリバイバルとしてという形になってしまうのでまちづくりを入れないと法的な仕組みの中ではだめになっているのです。そのためにの項目を入れているのですが、の最初の部分のまちづくり活動の総体として視覚に現れるというのは変なのでやはり人々の暮らし、命と暮らしの営みの中で生活景観はにじみ出て来ます。その生活がそのまままちづくりと連続しているような言い方にしないといけないので、まちづくり活動の総体としてという言い方はやはりおかしいです。しかし、のねらいは外さないようにしたいです。それからの法律の話ですが「建築基準など全国一律の制度が個性的な景観形成を阻害してきた面もあり」とは確かその通りで、要するに建築基準法は1950年にできました。その時に建築基準法の新しいものがなかったので本当はおかしいのですが、単体規定と集団規定を作りました。1968年に都市計画法ができるまで18年間に建設省の中に住

宅局ができてそれが力を持ってしまい都市計画法ができて権限を離さないため、都市計画に一本化すればよいのに集団化規定で残ってしまっています。その矛盾がこういう形になっているのです。

更に今度の景観法がこれまでの建築基準法と都市計画法と決定的に違うのは基本的に「良好な景観」とは何かという基本法的な項目を4つか5つ書きました。しかし、それぞれの地域の良好な景観は条例なり基本計画で決めることとして具体的には書かないところです。そして各地域で景観基本計画を立て景観条例を作ったら、それを法的に法律として認めようとしているので、地方分権型の新しい形のシステムの設計になっているのです。つまり分権体制の中での一番最初の事例となっていて法律の設計思想が全然違う訳です。そういう意味で建築基準法とは全国一律の制度のそれが、京都を代表する弊害規定にふれないので全国一律にしました。それが景観の場合には各地域で条例を作る時も景観基本計画だけでもいいと認めています。ここで質問しますと、京都府の景観計画はどうするのですか。その問題で条例を作る場合には条例を作る基本思想の景観計画をどうするかということですね。そうすると京都府らしい景観とは何か、良好な景観とは何かということを経験のインベントリーの形で住民参加で発掘して蓄積していく仕事があります。それが部分的には入っているのですが展開の3で全体の中から抜けたのです。だから全体で景観計画をどうして良好な景観とは何かということはどうして行くのがどこに行ったのでしょうか。だからその表現はこれでいいのかなと思います。

(上村) 今後の推進プランを出す柱の考え方としてはある程度、地方分権型でないといけないと思います。景観は条例によって決められるということを知らしめることが必要です。更に良好な景観を持つまち、不動産価値が上がったりします。電線を地中下してまち並みを揃えたりすると、一見景観を阻害するようでも結果としてまちの様々な価値を上げるので、それに加えて良好な景観というのは難しいのですが、誰が見てもある程度いい景観はあるのだという信

念を持って良好な景観という普遍的な美しさがあるという前提の中で誘導していけばよいことになります。だから3ページの では全国一律の制度から色々な選択肢が増えたということを書けば分かりやすいですし、それを のまちづくりとしてのものによって皆で取り組めば色々なことができるという と が関連して読めるようになると思います。

(池田) ご指摘の通りだと思います。

(井上) 非常に伝統のある都市空間を見るとかなり良く保存されていたり、美観や善し悪しの問題はともかくとして、美観がよく交わされています。それは何かというと単に法律や警察権だけではなくてその土地の人の順序意識、言い換えるとプライドなんです。かたや少数民族は非常に高いプライドを持っています。これは私達が学ぶべき非常に大事なことだと思います。景観あるいは生業と空間の関係についてはプライド、誇りを持っていなくてはなりません。これが京都の場合は非常にお粗末と言っているかと思っています。前から最近京都は非常にだらしないという感覚を強く抱いていました。やはり住民意識を育てるという意味で地域での特性、自然環境、文化的環境を住民に認識してもらうようにしつつプライドを考えてもらうことが住民意識のもう一つの力になりはしないでしょうか。

(池田) これは施策の方向と重点施策で大いに謳い上げたいですね。

施策の基本方向について

(池田)「3 施策の基本方向」はどうでしょうか。

(京都府) 府民の意識の形成というのは大事であると、この委員会の最初の頃からずっと言われておりました。そこで、私どもも意識はしていたはずなのですが、最終的に項目として啓発という部分が力を入れる4つの中から抜けてしまっている形になっているので、これを5つとするか4つのままで啓発という項目を織り込んでいくのか、どちらにするかは別にしてその点を書き込んでいきたいと思っています。

(池田) まずは住んでる方たちが意識がないと

いくら法律的なことをいってもだめなのです。住民意識という、ここは自分のところなんだという意識がないと何もできません。ヨーロッパでは法律なんかなくてもきちんとかやれるところはやっています。何か言われなくてはできないというのは困ります。

(門内) 景観法をよく見ていると、基本的には景観も公共性をもっているから、要するに自分が敷地に家を建てても見えてしまいます。だからある程度の公共的な責任を持って建てなければいけません。ということは各個人が我慢してはいけない部分が出てくる訳ですね。我慢する事によってより大きなレベルで都市が美しいという形になるのですが、景観法の法的な観点からの検討で言えば我慢した分をその代わりに住民参加ができて、その分主張ができるということです。参加がビルトインされている大きな理由は、我慢しなさいというのが前提にあるからです。景観が公共的なものだからこそ我慢が必要で、我慢するだけではいけないから自分で主張してできるようにしましょうということです。ただ、先程の景観のインベントリーというか、景観資源の開発もそうなんですが、自分たちの町のどの景観が美しいのか、どういう景観を意識して取り出してくるのか、それを場合によっては一般論ではなく、京都の言葉や、そういう事に蓄積されているものも含めて、ひっぱり出していく、それが良好な景観というものを見定めていくステップになるので、住民参加の一番に入れて頂くのがいいのですが、それは、基本的に景観法の裏側といいますか、法的な仕組みとして我慢させるものを見返りとして法設計がされている訳です。

(池田) 上の方から与えたのではだめで、意識を持たなければなりません。これを3つの視点、4つの取り組みで意識して書いています。だから担い手支援の話も大事です。

(坂上)「府民、NPO等及び事業者の役割」という所で事業者という活動のイメージがこの文章ではわかりにくくて、右の景観法をみればこの事業活動というのは、土地の利用等の事業活動に関し、というように具体的に書いているので、その表現を左の方にも利用された方がこの文章

の事業者というのは理解しやすく、宣伝にもなるのではないかと思います。

(石本)「府民の役割」で「行政が行う施策について積極的に参加します」となっています。これを行政が行う施策の上で、修正前の市町村の役割の部分では「景観づくりを推進します」とありますね。それではその施策を誰がつくるのだということになります。法律では住民の責務等を書いていて、地方公共団は施策を策定し実施する責務を有するとも書いてるので、少なくとも、市町村の役割としては必要です。「施策を推進します」に戻すべきではないでしょうか。「府民について行政が行う施策に積極的に参加、協働することが望まれます」ではなく、「協働します」の元の文章の方が法律に基いていいのではないかと思います。以前の文章と今日のは基本的に元の文章に戻した方がいいと思います。

(京都府)ここは京都府が書く場合に京都府から見た書き方に変えただけで、考え方を考えたことではないのですが、もとに戻したほうがいいという事なら元にもどします。

(石本)行政が行う施策に積極的に参加というのは行政にも責任があるのに、行政の施策はという説明がない以上、府民の側から読んだ時に、どの施策にどうやって参加するかが分からないと思います。京都府もこの施策を積極的に作ります、市町村に対しても指導しますという政策に対して府民は協力すべきですよ、というものなら分かりますが、府民の義務だけが書いてあって上の施策のところ少し弱いのではないかと思います。施策を作りますというところをもう少し明快に書くべきではないでしょうか。府民から読むと全部押し付けという風に読まれてしまうのではないかと読んでいて思いましたので、ご配慮いただきたいです。

(井上)法というのは行政あるいは国家単位でつくられる場合があるのですが、法そのものの存在を住民意識の方にもっと仕向ける方法があります。それが住民意識につながっていくと思いますので、法というのは絶対パーフェクトになりえないという点があります。だから、法のどこに今存在してるかということ行政ではなく

住民側に自ずから法を持ってもらうという、大きな転換を図ってもらった方がいいと思います。

(池田)できるだけ府民の視点に立って表現した方が有利だろうと思います。

(金田)「3つの視点」の前文で、「生活者にとっては快適で心地よく、来訪者にとっては魅力的で楽しい」という表現なのですが、これは景観法の基本的な考え方からすると少し方向が違っているのではないかと思います。景観というその地域にとっての自然環境や文化的伝統やそういったものと一体化してできあがったものを大切にしていながら云々という方向性が景観で、そのためには若干の我慢をして、地域の総体としての立場としてあっても少し個人的な嗜好性をあまり表に出さないという意味が入ってるのです。しかし、そういう部分の方向性とは少し違ってこの表現は少し違和感のある表現なのでもう少し工夫してもらった方がいいと思います。

(門内)関連して言えば、生活者にとっても魅力的で楽しくあって欲しいし、来訪者にとっても帰ってきて心地よくあって欲しいし、さらに、コミュニティ(社会集団)にとっての問題もあるので少し薄っぺらになった感じですね。

の「生活・交流」で中には生業という形が入っているのですが、タイトルが「生活の生産活動」みたいな、現代の景観で言えばそうかもしれないが生活交流だけでいいのかなと思うのと、文章としては、の2つ目のあたりで生活の方は、形態(生活形態)で、生業の方は環境(生業環境)というも、少し変ないい回しだと思うので、その辺の文章を整理された方がいいと思います。

(深町)キーワードに文化ということがあると思うのですが、文化としての景観が失われているということからも、「文化」という言葉があるといいのではないかと思います。

(門内)啓蒙という言葉がよいのかわかりませんが、十分な良好な景観というのは何かを見極め話し合って共有してそしてそれを蓄積し発信していく、そこが分散して入っています。もとからはずれたのは良好な景観とは何か問われている訳で、例えば審議会等でその時にたまたま

思いついたものをいくつか並べて整理してもうまくいきません。例えばワークショップ等を行いながら各地域で京都の景観とは何かというストックを、蓄積していくプロセスを確立していくということが必要なのではないかと思います。だから啓蒙という言い方を復活するというだけでなく、今のように下から良好な景観を共有していくプロセスが1つあればいいと思います。

(金田) それぞれの地域にとって好ましい景観を見つけていくプロセスが必要です。

「景観まちづくり」という言葉について

(門内) 6ページのところに「景観まちづくり」とはと書いてありますが、京都府全体を考えた時にまちづくりという言葉でいいのでしょうか？例えば農山漁村も「景観まちづくり」という中に入れてもいいのか少し気になりました。(京都府) そういう指摘もあるのですが、私どもは「まちづくり」ということで必ずしも都会や町中だけでなく地域の振興というもの等も含めてまちづくりという言い方をしているつもりです。更に京都府の総合計画でもまちづくりと言った時に都市部の活動に限って使っているのではないと思っていますが、他に適当な言葉が見つからないので、農村等も含めて景観まちづくりという言葉もこれから使っていきたいと思っています。

(池田) 私は景観づくりを使っていて、町興し、村興しというのは全部町にしてしまう印象を受けます。包括した言い方で行政的な圧力を掛ける説明のようです。

(門内) 「景観まちづくり」という言い方はごく最近一部のグループが使い始めたものですね。

(金田) これでいくと景観の重要な農地や人がそこに住んでいない生業の場所ではない部分を含めた景観という概念がなんとなく伝わってこないのです。だからこれだと、受け取る側からすれば例えば棚田があって「景観まちづくり」をしても誰も「景観まちづくり」の対象だと認識しません。

(門内) 便利ないい言い方だとは思いますが、

京都府という視点で考えた時にこれでいいのかと思います。

(池田) 各市町村に下りて来た時に住民参加をして下さいという意味合いで使っているということになります。

(門内) 後々、自分への団体に全部引っ掛かってくるということになります。

(池田) 良い言い方はありませんか。

(門内) 都市計画自身も3年前ぐらい前から都市農村計画を使うようになりました。

景観づくりにしたらいいかという化粧のみに見られるので、まちづくり、村づくりなど、総合的な施策の中に景観を入れていかないといけません。景観づくりをすると景観だけを飾るだけではだめなのです。だから仕方がない気もしますが、少し引っ掛かってしまいます。

(池田) まちづくりの中に景観があるという意味ではないでしょうか。

(金田) うまく言えないのですが、しばらくは地域景観まちづくりとか景観まちづくりと2つくらいの用語を使いながら定着するまで待つというのはいかがでしょうか。

(金田) 景観づくりだけでいくと不十分なのでそこで町や暮らしが付くのがいいのかどうかです。

(門内) この定義を見ると「安らぐ環境づくり活動」とありますね。ということは先程考えてもらった景観環境づくりと感じが同じですね。

(上村) 今、金田先生がおっしゃった景観コミュニティづくりではだめなのですか。

(金田) それにしても少し狭い範囲になってしまうと思います。

(門内) 現在、様々な県で景観まちづくりが普及し始めています。たくさん景観まちづくり条例ができ始めていて、それと横並びでいくか敢えて京都府は外すかという決断もあります

(京都府) 都道府県では景観まちづくり条例というのはないようなのですが、市町村ではいくつか景観まちづくり条例という名前を付けているようです。

(石本) ある先生の言葉ですが最近まちづくりという言葉は使われすぎているので、まち育てとしています。京都府らしい景観づくりを育てる

条例というのは入れられればいいのですが景観を育てるとはおかしな言葉ですね。

条例について

(池田) シンボリックな京都らしいキャッチフレーズも打ち出しの上では重要です。なるべく短い言葉があれば教えて下さい。

(坂上) どういう表現をするかという考え方の前の整理が必要かと思います。全体を通して条例化するとしたら、今の内容ではおそらく啓発条例となるのではないのでしょうか。つまり景観をつくることとして京都府としてオリジナルの施策がなかなか見えてきません。この構造を見ると、啓発、理念と仕組みをきっちりと整理をして市町村がやるんだということをアピールする段階の条例という風に認識できると思います。

ただ、府としては広域特徴景観として天橋立、三川合流、学研都市この3つはモデルとして積極的にやるということを示すことによって市町村もモデルになった形で進んでいこうというのが戦略的な理解だと思っています。そうすると敢えて条例化する必要があるのか、法に基づいてここのプランだけで運用できるのかと、少し検討の余地が残されているのではないかと思います。京都府が強烈に全国に範を示すようなものがこの中に書いているかということ、残念ながらどうもそうではなさそうな感じがします。しかし、法をしっかりと体系化して京都府バージョンを作るというのはおそらく市町村が主体でやるんだという風に考えると、非常に難しいと思いますので非常に柔軟にこの条例を考えて、例えばステップアップ条例の第1段階だというような柔らかい整理をして、スタートをするということを考えてはどうかと思います。

まず一点は当面の方針として実施の第1号がここに書かれていて、引き続き第2号第3号というのが先程言いました、事例もたくさん出てきてその中で情報が増えてくるという今までの法とは少し違う認識で表現してはどうかと受け取っています。

2つ目に申し上げたいのは、例えば行政政策、条例化となると、目標年次をどうするのかとい

うことです。そういう行政管理上、例えば、何カ所ぐらいにするのかというボリュームの問題ですね。こういったことはこの中で謳うのか謳わないのかということもおそらく選択肢に入っていると思います。それは例えば2010年までにはこの啓発が終わって、色々な地域で市町村景観づくりは完了するとか、具体的事業がいくつか動いてくるとか、少し将来目標設定的なものを頭に描きながら進んでいくという目標イメージ、事業ボリュームというあたりを少し改良していただけるといいと思います。

(金田) 今の坂上先生のお話を聞いて、京都府景観取組み条例というのを思いつきました

(門内) 条例の話が出たのですが、それは景観法との関係を考えると、景観法の中の委任条例の部分というのは入るのですか、入らないのですか。

(京都府) 入ります。天橋立等モデル的に広域的な景観計画を作っていこうと考えているので、その部分について委任条例の部分は入ってきます。

(門内) 京都府の役割で市町村を支援しますという話と、特別なところは京都府が直轄のようにやるという基本方針です。それから7ページの広域的及び特徴的景観形成の推進のところでは引っ掛かっているのは景観軸という言葉です。

軸というのは真っ直ぐの直線に思えてしまっていて、街道等もう少しやわらかいイメージだと思うのですが景観軸という軸一本で通すイメージがあります。先程から考えていたのですが軸という言い方は少し堅いと思います。何となくネットワーク化していくような感じがいいのですが。うまい言葉が今は見つからないですね。

(仲) 景観軸のところ、道路河川等と書いてあるので、イメージとしては、帯状に連なるところをイメージして書かれたのかと思いました。

それとは別ですが、公共施設の中で例えば学校とか観光施設とか点的に建物が存在するようなものはこの中ではあまりイメージされていないのかなという気がするのですが。

(井上) 漢字ばかりを並べるのもいいのですが、ひらがなというのは京都らしさもあるので敢えて景観もひらがなに「けいかん文化条例」

とするのもあり得るかなと思います。

(池田) ひらがなでけいかんはおまわりさんと間違われませんか。

仲先生は文化的景観委員会にも入っておられるのですが何か施策はあるのですか。

(仲) 文化的景観委員会の方もまだまとめの段階に入っていないので、次の段階でお話できると思います。

(金田) 京都府が京都らしい文化的な景観を考えていくという形でその中の文化庁が認定する重要文化的景観というのは文化庁で規定することになるので、新しいものはそこに挙げることになっていますが、単にそれだけではなく京都市地域も入れない訳ではないのです。そこで、とにかく京都府らしい形で考えていこうという方向で今考えています。

(池田) 一番最初にまちづくり条例のことをお話ししました。京都府の景観及び条例であるというキャッチフレーズや謳い文句はないのでしょうか。一言で景観まちづくりと言ってしまうと面白くありません。マネジメントと言っても少し違いますね。

(金田) 景観まちづくりという表現で景観を更に使うと限定されてしまうので、頭に何かを付けて、例えば京都文化の森づくり事業という表現、つまり京都文化の景観条例と京都文化の景観づくりのように頭に何かを付けてやるという方法も考えてみてはいかがでしょうか。

(上村) うちのNPOの名称でもあるのですが京都らしいとなるとやはり、京都華やぎの景観、京都麗しの景観等、京都独特の景観が出せるような、形容詞を頭につけるのはどうでしょうか。

(門内) 京都府景観・環境づくり条例はどうでしょう。

(仲) かなり今は景観についての保守的な議論なので広がりについては恐らく条例を作った時に最初に景観とは何かと詳しく説明すると思うので、私は単純に、京都景観条例でいいと思います。

(池田) 一番すっきりしていますね。

重点施策について

(池田) ありがとうございました。最後になって施策と推進等の難しい話になりました。

(仲) 先ほどの公共事業のところでは言い忘れていたのですが、保全、修復の視点です。京都のなかでもブラウンフィールドと呼んでいるのですが、ちょっと思わず悪いことをして見たくないもの、例えばゴミ捨て場がありますとか、大きな採石場の近代の開発の爪痕、そういったものを府としては積極的に修復し、変えていくということ、あまりそういったものを謳っているのを見たことがないのですが、そういった、負の遺産に対する姿勢にも取り組むことで特徴を出せると思います。

(上村) ちょっと質問ですが、景観まちづくりアドバイザーの派遣と10ページにあります。「あらかじめ登録した関係分野の専門家を派遣し」という部分が入っているのですが、この景観まちづくりアドバイザーとは、単に技能の専門家というよりも多重な多彩な知識が必要で法形成の方向から色々な実務のことも分かっているとはいけないし、多角的な人材が必要なのだろうとは思っているのですが、例えば景観まちづくりアドバイザーになるにはどうしたらいいのか、どんな人がなれるのか、少しイメージがわからないので例えばどんな方を考えていらっしゃるのか、どうしたらこの景観まちづくりアドバイザーになれるのかというのがもう少し分かる方がいいです。

9ページのところで初めて美化、緑化という言葉が出てきたのですが、景観を考える時に美化というものは大切なことですし、美化意識というのは景観につながっていくところです。また美化を進めていくことが一番できる第一歩のまちづくりになると思います。京都府さん、アドバイザーというのはどんなイメージなのでしょう。

(京都府) まだ具体のところまでは十分検討できていないのですが、先行してやっていらっしゃる市なりの事例を見ていますと、都市計画関係のコンサルタントさんや、建築家や、NPOで活動をされている方が多いと思っています。

(金田) 私はそれはあまりよくないと思います。やはり景観を考える時は身近なところ、そこに

住んでいる人達が考えるのですから、そこに住んでいる人達にとっては周囲の状態は当たり前の状態なのです。その当たり前の状態が実はどう意味があるのか、どういう価値があるのかどう変えれば価値が高まるのかという視点の論点を持ち込んでみんなで議論ができる人が一番大事だと思います。それをコンサルタント等に持って行ったらはっきり言っておしまいです。

(池田) 地元と住民が困った時にすぐアドバイスできる人がいいですね。

(門内) イギリスで非常におもしろい事例がありまして、タウンマネージャーというのものがあって、町に雇われるんです。そしてまちづくりでまちの健康指数、どのくらいもうけがあがったのか全部指標化して比較できるようにします。そしてすごく成果が上がったらその人は別の町からスカウトされて移って行くのです。そういうものも評価機構と一緒にその手腕が評価されるのです。町を健康診断して一律の尺度で町全体を計る仕組みができています。そこに一種の景観まちづくりアドバイザーを評価をしたり、資格で選ぶことにし、その資格の運用の仕方を工夫していけばいいのではないかと思います。

(深町) 府ができることとして、情報を発信していくとか勉強会をするとかがあるのですが、その前提としていろいろな景観を、地域らしい景観とは何か、それを支えていく文化とは何なのか等の情報をきちんと整理して府全体でストックをしていく。そういうものがあってはじめて発信できるし、地域づくりとして出して行けると思うのです。

地味だとは思いますが、それぞれの地域でこれから景観を考えていく上で基礎となるような情報を根本的に積み上げていけるような仕組みが必要だと思います。

(池田) ありがとうございます。

本日の意見を事務局で修正してもらい、パブリックコメントにかけていくこととして、確認は座長の方でさせていただきます。